

## 四国地方非常通信協議会会則

### (目的)

第1条 この協議会は、四国地方における非常通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会は、四国地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信に関する研究、討議
- (4) 非常通信に関する周知、指導
- (5) 非常通信の取り扱い要請
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

### (構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許又は承認を受けた機関又は団体
  - (2) 県非常通信協議会
  - (3) 防災関係機関又は団体
  - (4) 有線電気通信設備の設置者又はその団体
  - (5) その他非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 協議会への加入は、会長が決定し、総会に報告するものとする。
- 3 前項の加入手続きは、別表に定める様式により行うものとする。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1名
委 員	若干名
幹 事	若干名

### (役員を選出)

第6条 会長は、四国総合通信局長とする。

- 2 委員及び幹事は、各構成員から選出する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員は、総会の構成員として、第8条第2項に定める業務を行う。
- (3) 幹事は、幹事会の構成員として、第9条第2項に定める業務を行う。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

2 総会において、次の事項を審議する。

- (1) 非常通信の運用計画及び実施に関すること
- (2) 非常通信の訓練計画及び実施に関すること
- (3) 非常通信に関する調査、研究
- (4) その他、協議会の運営に必要な事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集し、毎年1回以上開催するものとする。

2 幹事会においては、総会の決定に基づき、必要な事項を審議するものとする。

(要請会議)

第10条 協議会に、非常通信規約（以下「規約」という。）第5条の2に定める要請会議を設け、議長及び若干名の議員を置く。

- (1) 議長は、協議会長があたる。
- (2) 議員は、委員の中から議長が指名する。

2 議長及び議員は、次の任務を行う。

- (1) 議長は、要請会議を代表し、会務を総括する。
- (2) 議長は、非常通信の取扱い要請を行う。
- (3) 議員は、非常通信の取扱い要請に関する協議を行う。

3 非常通信の取扱い要請については、要請会議で協議し行う。ただし、協議する時間的余裕がない場合は、議長自ら要請を行うことができる。

- (1) 要請会議は、議長が招集する。
- (2) 要請会議は、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関について審議する。

(非常通信の取扱い要請の対象等)

第10条の2 非常通信の取扱い要請の対象、要請の手順、要請への協力については規約の定めるところによる。

(事務局)

第11条 協議会は、事務局を四国総合通信局に置く。

(連絡)

第12条 各構成員の委員は、あらかじめ非常通信運用細則（以下「細則」という。）

第36条の規定による連絡の方法及び連絡責任者を定めておくものとする。

(運 用)

第 13 条 非常通信の運用は、細則第 2 章に定めるところによる。

(報 告)

第 14 条 非常通信を実施した場合は（細則第 19 条の規定による連絡設定を含む。）  
は、その状況を会長に報告するものとする。

(表 彰)

第 15 条 非常通信の実施及び協議会の運営に関して、特に功績があったものは、表彰することができる。

(会則の改廃)

第 16 条 この会則の改廃は、総会でこれを行う。

附 則

この会則は、昭和 29 年 10 月 25 日から実施する。

附 則（昭和 46 年 4 月 23 日総会）

この会則は、昭和 46 年 4 月 23 日から実施する。

附 則（昭和 59 年 5 月 15 日総会）

この会則は、昭和 59 年 5 月 15 日から実施する。

附 則（昭和 60 年 5 月 15 日総会）

この会則は、昭和 60 年 5 月 15 日から実施する。

附 則（平成 2 年 5 月 15 日総会）

この会則は、平成 2 年 5 月 15 日から実施する。

附 則（平成 7 年 4 月 19 日総会）

この会則は、平成 7 年 4 月 19 日から実施する。

附 則（平成 13 年 4 月 27 日総会）

この会則は、平成 13 年 4 月 27 日から実施する。

附 則（平成 14 年 4 月 23 日総会）

この会則は、平成 14 年 4 月 23 日から実施する。